

## 第2章 総合的な環境保全

### 第1節 沖縄県環境基本計画

#### 1 計画策定の主旨

今日の環境問題の多くは、経済社会の進展や生活様式の変化等を背景にして、複雑・多様化の様相を呈しており、赤土流出等による沿岸海域の汚濁、事業場排水、家庭排水等による河川の水質汚濁、廃棄物の排出量の増加や質の多様化、都市部における身近な自然の減少、開発に伴う生態系の攪乱、ダイオキシン類や環境ホルモン等による次世代に及ぶ環境汚染、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模の問題などが挙げられます。

これらの環境問題に適切に対処するためには、これまでの規制を中心とした環境対策に留まらず、幅広い対策を展開するとともに、県民生活や事業活動において環境に配慮した行動が行われるよう誘導していく必要があります。

このようなことから、県は平成6年に策定した「沖縄県環境管理計画」を発展させ、今日の環境問題に対処するために「沖縄県環境基本計画」を平成15年4月に策定しました。

計画は、沖縄県環境基本条例に基づき「豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県」を目指す環境像とし、本県における望ましい環境のあり方を明らかにするとともに、中長期的視点に立った総合的・体系的に諸施策を展開するための行政計画として推進することとしています。

環境問題を解決するためには、県民や事業者のみなさんと行政がより一層パートナーシップを図り進めていくことが重要です。

本県の豊かな自然環境を保全し次世代に引き継ぐためにも、本計画の周知に努めていきます。

#### 2 計画策定の目的

本計画は、沖縄の環境の現況と課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を明らかにすることにより、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進を図るものです。

また、各主体のパートナーシップのもと、『**豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県**』の実現に向け、具体的な各種の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として策定するものです。

#### 3 計画の目標

##### (1) 沖縄県が目指す環境像

本県の環境の特性を踏まえ、この計画の目標年次の平成24年度（2012年度）に目指す環境像

を、沖縄県環境基本条例にて定められた『豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県』受け、これを本計画の目標とします。

## (2) 基本目標

沖縄県環境基本条例の基本理念を実現することにより、本県の亜熱帯海洋性気候のもとに育まれたサンゴ礁が発達した青い海と、緑豊かな島々の優れた自然環境や多様な生態系を健全に維持し、人と自然が共生する「豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現に向け、各種施策を展開するための基本目標を次のとおりとします。

環境への負荷の少ない循環型の社会づくり	【 循 環 】
人と自然が共生する潤いのある地域づくり	【 共 生 】
環境保全活動への積極的な参加	【 参 加 】
地球環境の保全に貢献する社会づくり	【地球環境保全】

## 4 計画の役割

### (1) 県の環境保全に関する基本的かつ総合的な計画

「沖縄県環境基本計画」は、沖縄県環境基本条例に基づく環境行政の基本となる計画であるとともに、沖縄振興特別措置法に基づき策定された沖縄振興計画を環境面から推進する役割を持っています。このため、本県の環境保全を目的とする計画は本計画に沿って策定し、展開・推進されなければなりません。また、他の計画においても、環境に関する事項については、環境保全を目的とする計画と同様、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画との調和を保つものとします。

### (2) 各主体の環境保全の取組の指針となる計画

本計画は、県民、事業者及び行政（県及び市町村）等の各主体が、環境保全への取り組みを実施する際の指針となるものです。

## 5 計画の期間

平成15年度から平成24年度までの10年間とする。

## 6 策定経緯

平成12年4月1日	沖縄県環境基本条例施行 (同条例8条において環境基本計画を策定することを規定)
平成13年9月20日	沖縄県環境基本計画(素案)検討委員会における検討 (平成15年3月まで、計8回開催)
10月22日～11月5日	県民等に対するアンケート調査の実施
平成14年3月7日～4月11日	県庁内関係各課・室へヒアリング
5月2日～5月17日	県庁内関係各課・室へ意見照会

平成14年 8月6日～9月20日	県民等からの意見の聴取（インターネット等）
8月16日～9月13日	公聴会の開催（県内5地域）
9月2日	沖縄県環境審議会の開催（知事から審議会へ諮問） （平成15年3月まで、計4回審議）
10月18日～11月8日	市町村長からの意見聴取
10月23日	「沖縄県環境基本計画を考えるシンポジウム」の開催
平成15年 3月18日	「沖縄県環境基本計画（案）について」審議会から知事へ答申
4月1日	知事決裁において、「沖縄県環境基本計画」の策定

なお、沖縄県環境基本計画の全文は県のホームページで確認できます。

アドレス：<http://www.pref.okinawa.jp/kankyo.html>

## 7 県民等への普及・啓発

### (1) おきなわ環境交流集会

県民、事業者、環境保全団体等へ沖縄県環境管理計画の普及と県民参加を目的として、平成6年度から毎年開催しており、平成15年度は「第10回 おきなわ環境交流集会」を次のとおり実施しました。

日 時：平成15年11月8日（土） 13：30～15：30

場 所：那覇市民会館（中ホール）

テーマ：「環境教育の普及啓発に向けた取組～沖縄の自然を次世代に引き継ぐために～」

内 容： 特別講演

演 題：「Let's リサーチ 美ら島の海」

講 師：NPO法人 沖縄 海と渚保全会 理事長 田中 幸雄 氏

活動発表

発表者：飯塚 悟 （浦添市立仲西中学校教諭）

浦添市立仲西中学校3年7組 生徒

発表内容：1)学級における環境学習の概要説明

2)環境教育活動についての発表

3)海兵環境劇

4)環境問題に関する意見発表

フリートーキング（特別講演講師及び活動発表者の質疑応答等）

### (2) 省資源・省エネルギーの推進

1997年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議」において、我が国の二酸化炭素の削減目標が2012年までに、1990年を基準とし、6%削減と決定されました。この目標を達成するためには、あらゆる分野で省エネルギー対策を推進することが必要不可欠であり、省エネルギーに関する広報・啓発活動はますます重要となっています。

本県では、資源・エネルギーの節約に配慮した生活の定着を図るため、民生部門における省資源・省エネルギーを促進しており、国、市町村等と協力して、夏・冬の省エネキャンペーンや2月の省エネ月間等の各種行事を行うほか、以下の事業を実施しました。

ア 省資源・省エネルギー運動リーダー養成研修会

省資源・省エネルギーについての意識の高まりを具体的活動に結びつけ、更に活動の輪を広げることを目的として、キャンペーンに合わせて、下表のとおり実施しました。

	夏	冬
開催月日	平成15年7月29日	平成16年2月24日
開催場所	沖縄県女性総合センター	北谷町立北玉小学校
テーマ	「こまめにアクション！省エネ沖縄！」	「買い物ゲーム」
内容	沖縄電力環境室長と消費生活アドバイザーを講師に招き、「省エネ・省資源 - 沖縄電力の取り組み - 」「家計にお得！地球にやさしい省エネ！」と題した講演を行った。	沖縄リサイクル運動友の会より講師を招き、小学5年生を対象として環境教育プログラム「買い物ゲーム」を実施。
成果	前半で県内企業の省エネへの取り組み事例を紹介し、後半では家庭で実践できる省エネ対策を紹介。省エネが地球にやさしいだけでなく、家計にもやさしいことをわかりやすく説明し、参加者がそれぞれの家庭で実践できる機会を増やした。	1時間20分程度のワークショップ「買い物ゲーム」での疑似体験を通して、何気ない買い物についてくるゴミの量、質、処理費、環境への影響について気づき、ごみを減らしていくためのアイデアを出し合った。
参加者数	消費者団体等 75人	小学生 89人

## 第2節 沖縄県環境保全実施計画

### 1 計画策定の趣旨と性格

沖縄県は亜熱帯海洋性気候のもとに多くの島しょから構成されており、島の沿岸にはサンゴ礁が発達し、複雑な地形からなる島々には希少な野生生物等が生息するなど、他の地域では見られない貴重で生物多様性に富んだ環境を有しているが、島しょ性がゆえ、脆弱な自然環境という特性を有している。

それゆえ、本県特有な自然環境を保全するとともに、環境が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を創り上げていく努力が必要である。

また、本県の恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、現在及び将来の我々の権利であるとともに、これを保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐことは現代世代の責務である。

本県を取り巻く環境問題は、狭隘な県土のなかで、深刻化する廃棄物処理施設の立地難や資源循環コストが高いという構造的不利性や、赤土等流出や基地に起因する公害等特有な問題があり、これら赤土流出防止対策、基地対策、資源循環の推進方策の取り組みは、本県の実生活環境の保全にとどまらず地域振興に資するとともに、ひいては、アジア太平洋地域の島しょ国への国際環境協力にも寄与できるものである。

本県の島しょ性、希少な野生生物の生息、赤土等流出問題等の環境における特殊な課題に適切に対処するとともに、貴重な自然環境の保全を図るために、本県の環境保全対策の現状及び課題を踏まえて、実効性のある環境政策を戦略的かつ重点的に推進していく計画を策定する必要がある。

本計画は、このような背景を踏まえ、美しい沖縄を次の世代に引き継ぐとともに、県民が安らぎと潤いのある生活を享受できる地域社会を形成するため、自然環境の保全及び創造に努め、環境共生型社会の構築に向けて取り組む基本方向及び具体的な施策を定めた計画であり、沖縄振興計画における環境の保全及び創造に関する施策の短期の具体的計画として位置づけるものである。

### 2 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度から平成16年度までの3か年とする。

### 3 計画の目標

この計画は、沖縄振興計画の基本方向で定める「県民が安らぎと潤いのある生活を享受できる地域社会の形成」に向け、本県の環境の現況と課題を踏まえた各種施策を展開することにより、循環型社会の構築、自然環境の保全・活用を図ることを目標とする。

また、計画の進捗状況や施策効果等を踏まえ、適切なフォローアップを実施するため、各施策の目標値となる基本的な指標を設定する。

( 1 ) 循環型社会の構築に関する指標

指 標	単 位	平成13年度 (現状値)	平成16年度 (3年後)	平成23年度 (10年後)
一般廃棄物の排出量	千トン	507 (12年度)	486	474 (22年度)
一般廃棄物の再生利用量	千トン	41 (12年度)	78	114 (22年度)
一般廃棄物の最終処分量	千トン	134 (12年度)	117	62 (22年度)
産業廃棄物の排出量	千トン	2,011	2,126	2,183 (22年度)
産業廃棄物の再生利用量	千トン	826	938	1,021 (22年度)
産業廃棄物の最終処分量	千トン	341	302	214 (22年度)

( 2 ) 自然環境の保全・活用に関する指標

指 標	単 位	平成13年度 (現状値)	平成16年度 (3年後)	平成23年度 (10年後)
自然環境保全地域の指定	箇所	12	14	18
自然公園地域の指定	箇所	5	7	8
鳥獣保護区の設定	箇所	26	26	30
環境保全型自然体験活動の推進	保全利用協 定数	0	10	20
海域での赤土堆積ランク5以下	ランク5以下 の地点割合	75 (12年度)	83	100
温室効果ガスの排出量	千トン	13,000	12,400	11,000
大気環境基準の達成率	環境基準設定項 目の平均達成率	78	89	100
河川環境基準の達成率	BOD (75%値)	83	92	95
海域環境基準の達成率	COD (75%値)	100	100	100

なお、沖縄県環境保全実施計画の全文は環境政策課のホームページで確認できます。

アドレス：<http://www.pref.okinawa.jp/kankyo.html>

### 第3節 環境影響評価

#### 1 環境影響評価について

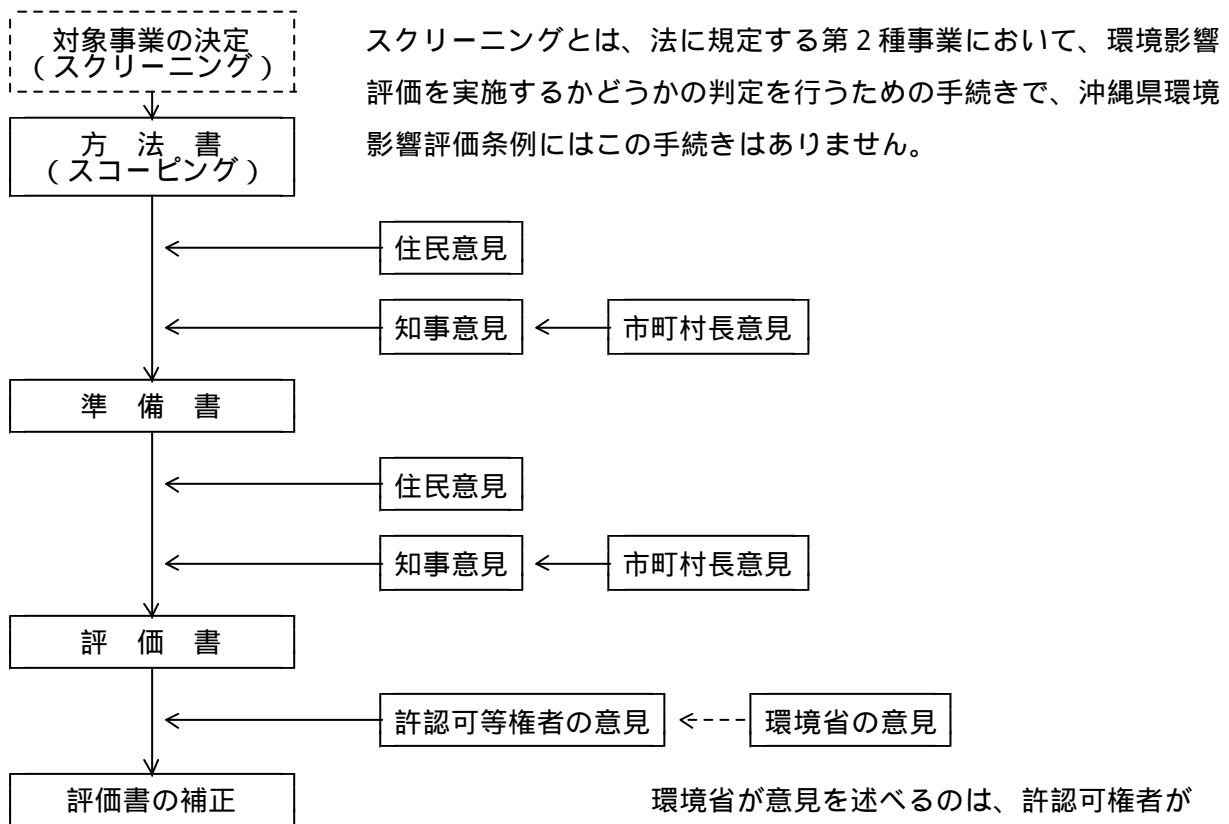
各種の開発事業等の実施が環境に及ぼす様々な影響について、事前に十分な調査を行った上で、これを予測・評価を行うことは、自然環境の保全や公害の未然防止を図るために、極めて重要なことでもあります。

このような、事業の目的のために行われる一連の土地の形状の変更、工作物の新設及び増改築の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後において行われる事業活動や人の活動に伴って生じる影響を含む）について調査、予測及び評価を行って環境保全措置を検討し、環境への影響を総合的に評価することを、「環境影響評価（環境アセスメント）」といいます。

環境影響評価の手続きにおいては、まず、どのように環境影響評価を行うかの項目や手法を定める「方法書」、評価書を作成するための準備としての「準備書」、そして環境影響評価の結果としての「評価書」が作成されますが、方法書と準備書に対して環境の保全の見地から意見を有する者は、意見を述べるができる手続きとなっております。

また、当該事業の免許等に係る審査の際は、環境影響評価の結果（評価書の内容）に基づいて、免許等権者により、環境保全についての適正な配慮がなされているかの審査がされることとなります。

（環境影響評価の主な手続き）



## 2 環境影響評価の現況

環境影響評価の制度については、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、これに基づき、国等が関与する大規模な事業についてはその手続きが行われてきたところです。平成9年6月には「環境影響評価法」が公布され、平成11年6月から全面施行されており、制度の整備が図られております。また、全国の地方公共団体において、地域の自然的・社会的特性に応じた環境影響評価制度の整備が進められているところであります。

本県においては、地域環境資源の保全及び環境との調和ある発展を図る目的で、平成4年9月に「沖縄県環境影響評価規程」が告示され、平成5年2月から全面施行されてきたところですが、さらに充実強化を図るため、平成12年12月に「沖縄県環境影響評価条例」を公布し、平成13年11月1日から全面施行してきているところであります。本条例においては、本県特有のサンゴ礁島の亜熱帯性自然環境や島しょ性による小さな環境容量を考慮して、規程の対象事業よりも事業種を拡大するとともに、その対象となる規模を充実させ、さらに、自然公園地域等を特別配慮地域として定めて同地域での対象規模をより充実させております。

なお、環境影響評価制度以外にも、公有水面埋立法や港湾法及び電気事業法（平成11年6月12日以前は電源の立地に関する通産省通達）により環境影響評価が実施されています。また、平成12年6月より施行されている大規模小売店舗立地法に基づいても、騒音等に関する予測・評価が行われております。

## 3 環境影響評価の実施状況

本県においてこれまで実施された環境影響評価は、平成16年3月末現在で、閣議決定に基づく環境影響評価が7件、環境影響評価法に基づくものが5件（うち3件は手続き中）、沖縄県環境影響評価規程に基づくものが21件、沖縄県環境影響評価条例に基づくものが12件（うち9件は手続き中）、自主的に実施したものが3件（うち1件は手続き中）、合計48件となっています（表2-1(1)）。

また、個別法に基づく環境影響評価については、平成15年度に行われたものを表2-1(2)に示しました（電気事業法に基づくものについては全て示していません）。

表2-1(1) 環境影響評価の実施状況  
(平成16年3月31日現在)

実施年度	No	事業名	実施主体	分類	根拠
昭和62年度	1	那覇新都心土地区画整理事業	地域振興整備公団	面整備	閣議
平成2年度	2	都市計画道路1.3.1那覇空港自動車道	国	道路	閣議
	3	久米島空港拡張整備事業	県	飛行場	自主
平成3年度	4	中城湾港(新港地区)公有水面埋立(第2次)	国及び県	埋立	閣議
平成5年度	5	南風原町津嘉山北地区土地区画整理事業	南風原町	面整備	規程
	6	北大東空港施設変更事業	県	空港	規程
平成6年度	7	中城湾港(新港地区)公有水面埋立(第3次)	国及び県	埋立	閣議
	8	八重山リゾート開発	民間	レク施設	規程
	9	糸満市南浜地先公有水面埋立事業	市土地開発公社	埋立	規程



実施年度	No	事業名	実施主体	分類	根拠
平成7年度	10	中城湾港(西原与那原地区)公有水面埋立事業	県	埋立	閣議
	11	ムーンビーチワールド健康村開計画	民間	レク施設	規程
	12	(仮称)中城ゴルフクラブ	民間	レク施設	規程
	13	糸満市・豊見城村清掃施設組合ごみ焼却施設	施設組合	廃棄物処理施設	規程
	14	沖縄製粉工場新設事業	民間	工場等	規程
	15	浦添南第二土地区画整理事業	浦添市	面整備	規程
	16	沖縄都市モノレール計画事業	県及び那覇市	鉄道軌道	規程
平成8年度	17	豊見城地先公有水面埋立事業	県土地開発公社	埋立	閣議
平成9年度	18	(仮称)はいむるぶしゴルフ場開発計画	民間	レク施設	規程
	19	(仮称)宮古島沖ノ島リゾート開発事業	民間	レク施設	規程
	20	(仮称)宜野座カントリー開発計画	民間	レク施設	規程
	21	古宇利大橋整備事業	県	その他	規程
平成10年度	22	国道331号豊見城糸満バイパス建設事業	国	道路	閣議
	23	一般国道58号名護東道路建設事業	国	道路	自主
平成11年度	24	(仮称)フセザンリゾート開発計画	民間	レク施設	規程
	25	新多良間空港整備事業	県	空港	規程
	26	中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業	国及び県	埋立	法
平成12年度	27	一般国道329号沖縄バイパス建設事業	国	道路	法
	28	(仮称)琉球アネックス開発計画	民間	レク施設	規程
	29	一般県道屋我地仲宗根線整備事業	県	道路	規程
	30	パームビルズゴルフリゾートホール開発計画	民間	レク施設	規程
	31	(仮称)サンプラザ石垣開発計画	民間	レク施設	規程
	32	大宜味村地先(塩屋湾外海)公有水面埋立事業	大宜味村	埋立	規程
	33	中部北環境施設組合ごみ処理施設建設事業	施設組合	廃棄物処理施設	条例 1
平成13年度	34	与那国空港拡張整備事業	県	飛行場	法
	35	那覇市・南風原町ごみ処理施設整備事業	施設組合	廃棄物処理施設	条例 1
	36	儀間川総合開発事業	県	ダム	条例
	37	米軍泡瀬ゴルフ場移設事業	国	レク施設	条例
平成14年度	38	ヤエネシア村開発計画	民間	レク施設	条例
	39	北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)	国	ヘリ着陸帯	註 2
	40	ホワイトビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業	国	し尿処理施設	条例
	41	八重山リゾート開発計画	民間	ゴルフ場	条例
	42	県営畑地帯総合整備事業西原地区	県	農用地改良	条例
	43	ベルビーチゴルフクラブ9ホール建設工事	民間	ゴルフ場	条例
	44	伊良部大橋橋梁整備事業	県	道路	条例
	45	吉の浦火力発電所	民間	発電所	法
	46	新石垣空港建設事業	県	空港	法
	47	倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業	施設組合	廃棄物処理施設	条例
平成15年度	48	(仮称)読谷ゴルフ倶楽部	民間	ゴルフ場	条例
	49	吉の浦火力発電所(再手続き)	民間	発電所	法

注)レク施設:レクリエーション施設

閣議:閣議決定「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月28日~平成11年6月11日)

法:環境影響評価法(平成11年6月12日~)

規程:沖縄県環境影響評価規程(平成5年2月1日~)

注) 沖縄県環境影響評価条例は平成12年12月に公布し、平成13年11月1日から全面施行している。

1) 規定に基づく手続きから条例に基づく手続きへ移行した案件である。

2) 環境影響評価法および沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではないが、事業者が自主的に環境影響評価を実施するもの。

3) 実施年度は、手続が開始された年度を示す。

表2 - 1 (2) 個別法による環境影響評価等の主な実施事例

(平成16年3月31日現在)

実施年度	No	事業名	実施主体
電気事業法(電源の立地に関する通産省通達)に基づく環境影響評価			
昭和58年度	1	石川石炭火力発電所建設計画に伴う環境影響評価	電源開発(株)
平成2年度	2	具志川火力発電所建設に伴う環境影響評価	沖縄電力(株)
平成8年度	3	金武石炭火力発電所建設計画に伴う環境影響評価	沖縄電力(株)
公有水面埋立法に基づく環境影響評価			
平成13年度	1	粟国港港湾改修に伴う環境影響評価	県
	2	県道与那城具志川線に伴う環境影響評価	県
	3	平敷屋地先埋立に伴う環境影響評価	町村土地開発公社
	4	饒辺地先埋立に伴う環境影響評価	町村土地開発公社
	5	宜野湾浄化センター拡張事業に伴う環境影響評価	県土地開発公社
	6	島尻漁港整備事業に伴う環境影響評価	平良市
	7	村道奥武島1号線拡幅事業に伴う環境影響評価	仲里村
	8	久米島一周線(銭田地内)整備事業に伴う環境影響評価	県
	9	本部港本港地区整備事業に伴う環境影響評価	県
	10	中城湾港海岸(与那原地区)高潮対策事業に伴う環境影響評価	県
	11	板良敷沿岸線道路改築事業に伴う環境影響評価	与那原町
平成14年度	1	金武湾港(屋嘉地区)高潮対策事業に伴う環境影響評価	金武町
	2	金武湾港(屋嘉地区)高潮対策事業に伴う環境影響評価	県
	3	前兼久漁港埋立事業に伴う環境影響評価	恩納村
	4	渡久地港埋立事業に伴う環境影響評価	本部町
	5	糸満与那原線与那原1号橋橋梁整備工事に伴う環境影響評価	県
	6	船浦港(船浦地区)埋立事業に伴う環境影響評価	県
	7	村道157号線整備事業に伴う環境影響評価	知念村
	8	中城湾港海岸(安座真地区)高潮対策事業に伴う環境影響評価	県
	9	屋我地漁港埋立事業に伴う環境影響評価	名護市
	10	沖縄西海岸道路(那覇西道路)整備に伴う環境影響評価	総合事務局
	11	大宜味村地先(塩屋湾外海)埋立事業に伴う環境影響評価	大宜味村
	12	与那国空港拡張整備事業に伴う環境影響評価	県
	13	豊見城道路(瀬長地区)整備事業に伴う環境影響評価	総合事務局
平成15年度	1	平良港港湾区域内の公有水面埋立に伴う環境影響評価	総合事務局
	2	瀬良垣漁港公有水面埋立に伴う環境影響評価	恩納村
	3	浜川漁港公有水面埋立に伴う環境影響評価	北谷町
	4	那覇港港湾区域内の公有水面埋立に伴う環境影響評価	那覇港管理組合

大規模小売店舗立地法に基づく環境影響評価（騒音等に限定される）			
平成13年度	1	サンエー那覇シティー	民間
	2	プリマート読谷ショッピングセンター	民間
	3	プリマート泡瀬ショッピングセンター	民間
	4	イオンタウンとよみ	民間
	5	マックスバリュース新川店	民間
	6	イオンタウンやいま	民間
	7	サンエー石川ショッピングセンター	民間
	8	サンエー小禄別館	民間
	9	サンエー糸満ロードショッピングセンター	民間
	10	豊見城ウイングシティ	民間
	11	サンエー石垣シティ	民間
	12	サンエー為又シティ	民間
	13	豊見城ウイングシティ	民間
	14	サンエー石垣シティ	民間
	15	豊見城ウイングシティ	民間
	16	サンエー石垣シティ	民間
	17	サンエー為又シティ	民間
	18	サンエーショッピングプラザ松田	民間
	19	サンエー大名店	民間
	20	サンエー宇栄原店	民間
	21	サンエー中の町タウン	民間
	22	サンエー具志川店	民間
	23	サンエー小禄店	民間
	24	コープ牧港	民間
	25	コープ山内	民間
	26	コープ国場	民間
	27	コープ美里	民間
	28	コープ首里	民間
平成14年度	1	ホームセンタータバタ	民間
	2	具志川メインシティ	民間
	3	つかざんシティ	民間
	4	マチナトショッピングセンター	民間
	5	ハンビータウン	民間
	6	東江ショッピングタウン	民間
	7	マルイビル	民間
	8	新垣興産ビル	民間
	9	ポケットプラザなご	民間
	10	イオン名護ショッピングセンター	民間
	11	天久リウボウ楽市	民間
	12	イオンタウン一日橋店	民間

実施年度	No	事業名	実施主体
平成14年度	13	沖縄アウトレットモール	民間
	14	イオン那覇ショッピングセンター	民間
	15	イオン北谷ショッピングセンター	民間
	16	イオン具志川ショッピングセンター	民間
	17	パレットくもじ	民間
	18	イオンタウン石川	民間
	19	イオンタウンやいま	民間
	20	イオンタウン佐敷	民間
平成15年度	1	コム・ディー	民間
	2	サンフティーマ	民間
	3	タウンプラザ宮古支店	民間
	4	マックスバリュース新川店	民間
	5	イオンタウン泡瀬	民間
	6	マックスバリュース読谷店	民間
	7	マックスバリュース伊祖店	民間
	8	サンプラザいとまん	民間
	9	首里ショッピングプラザ	民間
	10	(仮称)コープ新都心	民間
	11	天久リウボウ楽市	民間
	12	(仮称)国際ショッピングセンター再開発ビル	民間
	13	イオンタウンとよみ	民間
	14	ホームセンターさくもと 浦添店	民間
	15	ホームセンターさくもと コザ店	民間
	16	サンエー与勝シティー	民間
	17	イオンタウン宮古	民間
	18	マルエーイオンタウン宮古店	民間
	19	ポケットプラザなご	民間
	20	イオン那覇ショッピングセンター	民間
	21	メイクマン宮古店	民間
	22	(仮称)具志川ショッピングセンター	民間
	23	イオンタウン石川	民間

## 第4節 沖縄県環境保全率先実行計画（沖縄県地球温暖化防止実行計画）

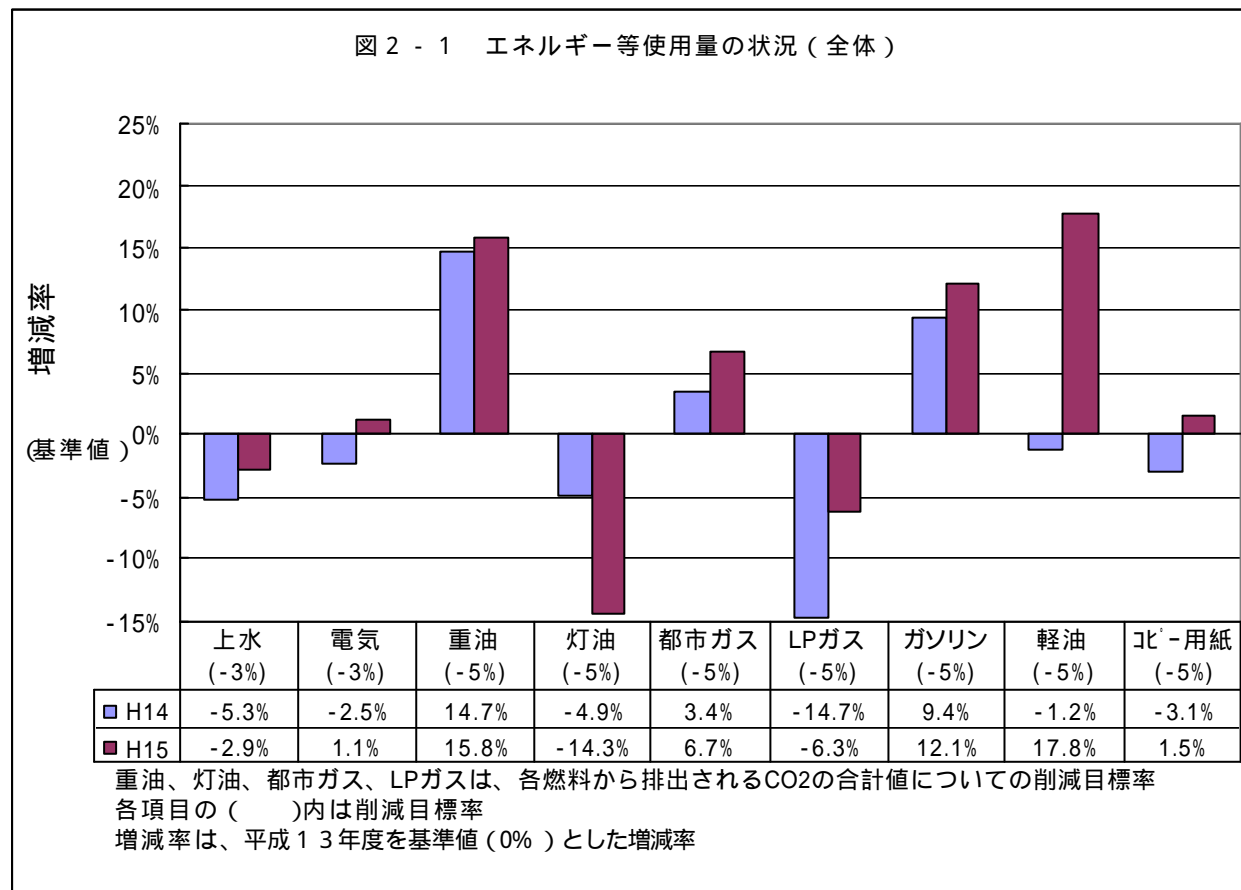
### 1 計画策定の趣旨

今日、私たちを取り巻く環境は、都市化の進展や生活様式の変化に伴う都市・生活型公害の顕在化とともに、地球温暖化やオゾン層破壊など、地球規模での環境問題も深刻なものとなっています。

これらの複雑多様化した問題解決のため、県も一事業者、一消費者として県の全機関があらゆる事務事業において環境へ配慮した行動を率先して実行するため、平成11年6月に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、平成15年3月には、第2期計画を策定しました。

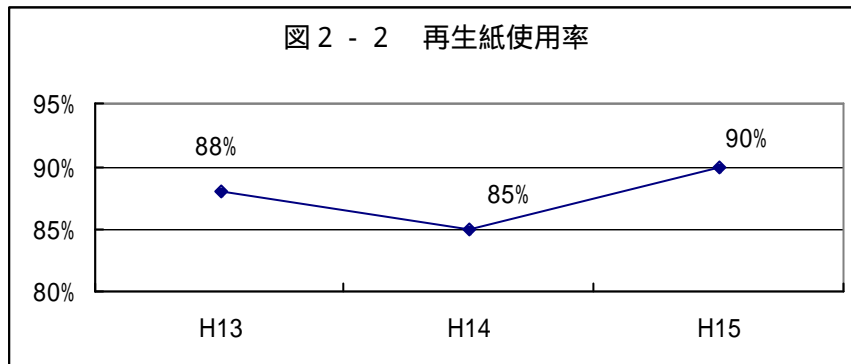
### 2 平成15年度取り組み状況調査結果

#### (1) エネルギー等使用量調査結果について



#### (2) 再生紙使用比率について

平成15年度の再生紙使用比率は90%で前年度に比べて5%増加しており、県の機関において再生紙の使用がほぼ定着してきているものと思われます。



( 3 ) 温室効果ガスの排出量について

ア 平成15年度の温室効果ガス排出量は、前年度に比べ3.0%増加しています。

イ 温室効果ガス排出量増加の主な原因は、空調設備の増強等に伴い県立学校で電気・ガスの使用量が増加していること、警察本部において警衛警備に伴い公用車のガソリン使用量が増加したこと等が挙げられます。

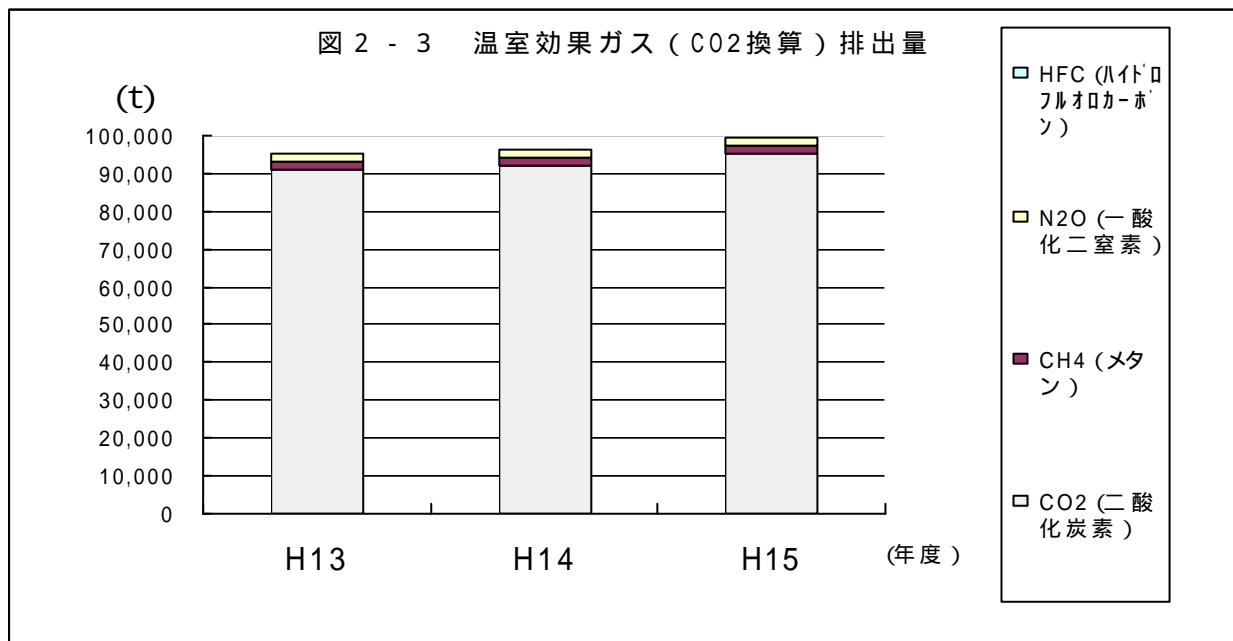


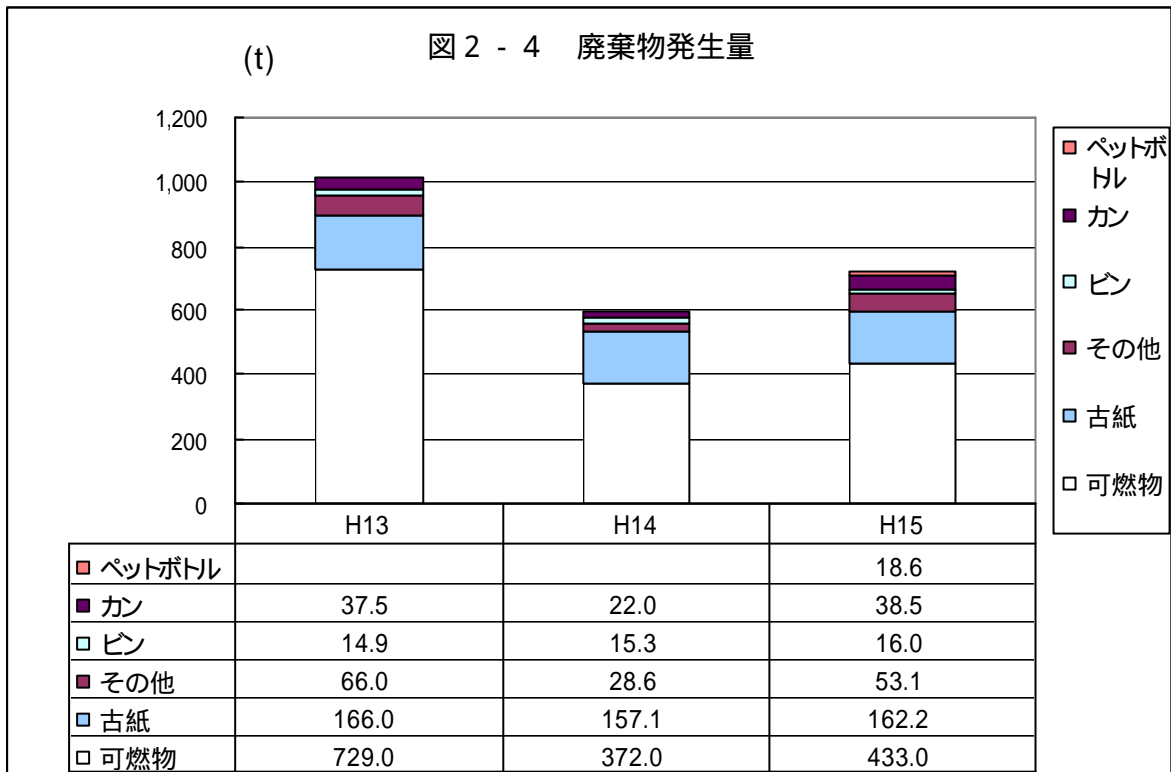
表 2 - 2 温室効果ガス排出量 (CO<sub>2</sub>換算)

項目 \ 年度	H13	H14	H15	増減率 (対前年度比)
CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)	90,811	92,220	95,323	3.4%
CH <sub>4</sub> (メタン)	2,225	2,144	1,975	-7.9%
N <sub>2</sub> O (一酸化二窒素)	2,239	2,065	2,076	0.5%
HFC (ハイドロフルオロカーボン)	90	59	53	-9.0%
CO <sub>2</sub> 換算合計	95,365	96,488	99,427	3.0%

(4) 廃棄物発生量(本庁舎)について

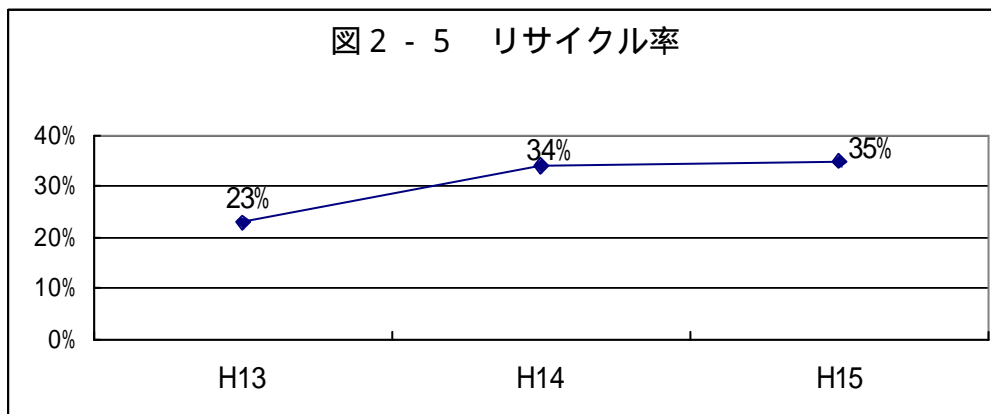
平成15年度は、廃棄物発生量が前年度に比べ約21%増加しました。

その理由としては、本庁舎内各課(室)において事務整理が増加したこと等が考えられます。



(5) リサイクル率について

リサイクル率は、前年度に比べ1ポイント上昇しました。



(備考) リサイクル率 = (カン + ピン + 古紙 + ペットボトル) / 全発生量 (その他を除く)

年度	H13	H14	H15
リサイクル率	23%	34%	35%

(6) グリーン購入について

平成13年度のグリーン購入法の全面施行を受けて、県でもグリーン購入に取り組んでいるところであり、平成14年3月に「沖縄県グリーン購入調達方針」を策定しており、平成14年度から実績把握を行っています。

平成15年度の環境配慮型製品の購入率は、文具類では前年度に比べて若干比率の低下が見られるものの、それ以外の品目ではおおむね上昇しており、県庁内においてグリーン購入が進展していることがうかがえます。

表2-3 県庁におけるグリーン購入状況

分野	品目名	単位	購入数量等	内・工商品	環境配慮型製品購入率(H15)	環境配慮型製品購入率(H14)
1 紙類	情報用紙(コピー用紙等)	枚	394,955	382,411	96.8%	89.6%
	印刷用紙	枚	66,059	48,977	74.1%	
	衛生用紙(トイレットペーパー、ティッシュペーパー等)	個	733,020	671,389	91.6%	82.1%
2 納入印刷物	納入印刷物の仕様	件	10,131	8,509	84.0%	66.8%
3 文具類	シャープペンシル、ボールペン、粘着テープ、事務用封筒、ファイル等	個、本等	2,189,971	1,627,038	74.3%	78.6%
4 機器類	いす、机、棚、掲示板、黒板等	脚等	10,200	5,941	58.2%	44.3%
5 OA機器	コピー機、パソコン、ファクシミリ等	台等	9,316	8,637	92.7%	60.0%
6 家電製品	冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ等	台	396	224	56.6%	41.0%
7 照明	蛍光灯照明器具	台	35,317	10,060	28.5%	16.0%
	蛍光管	本				34.1%
8 自動車	低公害車	台	12	12	100.0%	100.0%
	低公害車以外の自動車	台	88	36	40.9%	
9 制服・作業服	制服	着	3,795	72	1.9%	16.1%
	作業服	着	3,749	2,213	59.0%	
10 インテリア・寝装	カーテン、カーペット(織じゅうたん、ニードルパンチカーペット)、毛布	枚	871	643	73.8%	40.4%
11 作業用手袋	作業手袋	双	11,744	7,238	61.6%	16.7%
12 その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット	枚	498	355	71.3%	1.4%



## 第5節 みんなでつくる清ら島 - おきなわアジェンダ21 -

### 1 計画策定の背景

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、地球環境問題は、21世紀の人類に課せられた極めて重要な課題の一つとなっています。

このような状況のなか、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連環境会議（地球サミット）」が開催され、将来に向けて地球の環境保全に関する具体的な行動計画として「アジェンダ21」が合意されました。

「アジェンダ21」を受けて、国においては1993年に「アジェンダ21行動計画」を策定しており、地方公共団体においても「ローカルアジェンダ21」として取り組みが進められているところです。

地球規模の環境問題であっても、その原因や解決策は私たち一人ひとりの生活に直結したものであることから、それぞれの立場に応じて、あらゆる活動を環境の視点から見直すことが重要となっています。

このようなことから、本県においても地球環境問題に対し、県民・事業者・行政等がともに協力しつつ、それぞれの役割と責任において主体的に足元から取り組みを進めていくための具体的な行動計画として、「みんなでつくる清ら島 おきなわアジェンダ21」を平成13年5月に策定しました。

#### 【アジェンダ21とは】

1992年の地球サミットにおいて策定された「地球の環境保全に関する行動計画」のこと。

地球環境保全に関し、21世紀に向けて、国際機関、世界各国、事業者、国民など様々な立場の人々がとるべき行動計画として、40の分野、1,000以上の行動が収められている。

アジェンダ（Agenda）とは、本来「課題」又は「今から取り組んで行くべき課題一覧」という意味であり「アジェンダ21」は21世紀に向けた課題という意味で用いている。

### 2 計画の期間

平成13年度（2001年度）から平成22年度（2010年度）の10年間。

5年目を中間年次とし必要な見直しを行います。

### 3 計画の理念

うまんちゅ  
御万人でチャレンジする持続可能な清ら島づくり  
亜熱帯の自然きらめく海に浮かぶ清ら島の創造  
緑豊か、清らかな水、澄んだ空気のある清ら島の創造

#### 4 計画の目標

9つの地球環境保全のための全体目標と温室効果ガス排出の削減目標を定めています。

##### 温室効果ガス排出の削減目標

温室効果ガス排出量を2010年度において、1998年度比で12%削減します。

#### 5 具体的な計画

地球環境保全のための行動の基本方向や各主体（県民・事業者・行政）の行動と役割を定めるとともに、4つのテーマを掲げ、テーマ毎の具体的な行動メニューを示しています。

##### 4つのテーマ

- 環境と共生し発展する地域の創造
- 環境保全に配慮した地域社会システムの創造
- 環境保全に配慮した生活様式への変革
- 地球環境保全に関する国際貢献の実践

具体的な行動メニューとしては、例えば

##### 環境にやさしい建物づくりのために

- 断熱材の利用や気密性を高めた構造とする。
- 建物や敷地の緑化へ積極的に取り組む。
- 太陽光発電等の自然エネルギーの積極的な活用を図る。

##### リサイクル社会をつくるために

- マイバックを持参し、過剰な包装を断る。
- ごみの再資源化、再利用を進めるデポジット制度の導入に取り組む。
- ごみの分別収集、減量化、コンポスト化など再資源化に取り組む。

##### 環境にやさしい交通・物流のために

- 通勤やレジャーにおけるバスやモノレール等の公共交通機関の利用
- 近所の買い物や外出には、自転車の利用か徒歩で
- エコドライブ（アイドリングストップや急発進を控える）に努める。

以上の他にも、地球環境を守るため、足元から取り組みを進めていくための具体的な行動メニューを記述しています。

#### 6 推進体制

本行動計画を全県的に推進するための母体として、事業者団体、市民団体、学識経験者、行政等のあらゆる主体の参加・協力のもとに、平成14年8月、「おきなわアジェンダ21県民会議」が設立されたところです。

今後は、「おきなわアジェンダ21県民会議」を中心に県民、事業者、行政のパートナーシップに基づき、地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に対し、足元から取り組みを進めていきます。

## 第6節 沖縄県地球温暖化対策地域推進計画

### 1 計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨

地球環境の保全は、今や全世界に共通した将来世代にも関わる最重要課題の一つとなっています。その中でも、地球温暖化は、影響の広がりが大きく、その原因も根元的なものであることから最も深刻な問題となっています。

地球規模の環境問題であっても、その原因や解決策は私たち一人ひとりの生活に直結したものであり、それぞれの立場に応じて、あらゆる活動を環境の視点から見直すことが重要であり、国における施策の推進はもとより、地方における取り組みの拡充・推進が求められています。

このようなことから、地球温暖化防止に関し、地域全体として取り組むことの重要性に鑑み、地球温暖化対策の推進に関する法律第4条に定められた地方公共団体の責務に基づき、地域における地球温暖化防止施策を総合的・計画的に進めるために平成15年8月に策定しています。

#### (2) 対象ガス

本計画において、削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた以下の6種類のガスとなっています。

二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

メタン (CH<sub>4</sub>)

一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

ハイドロフルオロカーボン (HFC)

パーフルオロカーボン (PFC)

六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

#### (3) 計画の期間

計画の期間は2003年度から2010(平成22)年度までの8年間

#### (4) 温室効果ガスの排出実態

本県における2000年度の温室効果ガス総排出量は、12,840 千t-CO<sub>2</sub>で、1990年度の排出量9,768 千t-CO<sub>2</sub>に比べると約31.4%も急激に増加しています。(この間の全国の伸びは約8%程度)

温室効果ガスの増加の要因としては、電力消費量が1990年度に比べ2000年度は1.4倍に、また、自動車保有台数が1.39倍に伸びていることなどエネルギー消費量の増加が要因として考えられます。

#### (5) 温室効果ガス排出の将来予測

2010年度における温室効果ガス排出量の将来予測を行っています。

不確実性を考慮し、いくつかの状況を想定しながら予測を行った結果、排出状況が現行のまままで推移すると仮定した場合、2010年度における温室効果ガスの排出量は、2000年度に比べて、17%程度増加すると予測されています。

一方、削減対策を講じると仮定した場合、2010年度における温室効果ガスの排出量は、2000年度に比べて、約8%削減されるものと推計されています。

#### (6) 温室効果ガスの削減目標

削減目標の設定に当たっては、以下の現実性や公平性、実行性等を考慮し設定しています。

##### 【現実性】

温室効果ガス排出量は、1990年度から2000年度の間で約31.4%も増加しており、京都議定書の規定による「1990年度レベルの6%減」の削減目標達成は困難な数字であると考えられたこと。

##### 【公平性】

県民一人あたりの温室効果ガスの排出量が1990年度時点の全国値とほぼ同程度となった2000年度を本県の基準年度と設定することが妥当であると考えられたこと。

	1990年度	2000年度
沖縄県 (t-CO <sub>2</sub> /人)	7.87	9.62
全国 (t-CO <sub>2</sub> /人)	9.94	10.54
全国比 (%)	79.2	91.3

##### 【実行性】

経団連環境自主行動計画、改正省エネ法、本県の新エネ導入目標、県民等の省エネ意識行動等を考慮した削減対策のケーススタディを行い、実行可能性を考慮して「2000年度比8%減」が妥当であると考えられたこと。

以上の考え方を踏まえて、本県の温室効果ガスの削減目標については、次のように定めています。

温室効果ガス総排出量を2010年度までに2000年度レベルから8%削減することを目指します。

#### (7) 地球温暖化対策

県民、事業者、行政の各主体の取り組みについて、具体的に示しています。

##### ア 県民の取組

主なものとしては、「省エネルギー型ライフスタイルの実践」や「省エネルギー型家電製品等の購入」、「自動車の利用の自粛」など

## イ 事業者の取組

主なものとしては、「省エネルギー型事業活動の推進」や「自然エネルギーの活用」、「自動車の適正な管理・使用」など

## ウ 行政の取組

主なものとしては、「温室効果ガス排出抑制対策の支援」や「県民、事業者に対する普及・啓発の推進」、「県の事務・事業における率先実行の推進」など

## (8) 推進体制

### ア 広域的連携

「おきなわアジェンダ21県民会議」をとおして、県民、事業者、行政等あらゆる主体の参加・協力のもとに本計画を着実に推進します。

### イ 庁内における推進体制

庁内の各部局等で構成する沖縄県環境基本計画推進会議等を通じて、各部局等の地球温暖化対策に関する事業・施策の実施状況の把握や温暖化対策に関する情報交換を行います。

## 2 計画の策定経緯等

- (1) 平成14年9月 学識経験者(5名)、事業者(1名)及び行政関係者(4名)の計10名で構成する「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画策定検討委員会」を設置
- (2) 平成14年9月 第1回検討委員会
  - ・計画策定の背景と位置付けについて
  - ・計画策定の進め方について
  - ・地域概要について
  - ・アンケート調査方法について
  - ・温室効果ガスの算出方法について
- (3) 平成14年10月 アンケート調査実施
  - ・対象：県民1,000人、事業者800件、NGO 50件、市町村 52件
  - ・回収率：県民(25.1%)、事業者(37.8%)、NGO(40%)、市町村(96.2%)
- (4) 平成14年11月 第2回検討委員会
  - ・アンケート調査結果について
  - ・温室効果ガスの排出状況、将来予測について
- (5) 平成14年12月 平成14年度地球温暖化防止月間シンポジウム
  - ・基調講演：原沢 英夫(国立環境研究所 室長)  
「進む温暖化、進まぬ対策」
  - ・パネルディスカッション  
「地球温暖化防止 地域からの取り組みを考えよう」

- (6) 平成14年12月      パブリックコメントの実施
- ・実施方法：県のホームページ及び県内7箇所で実施
  - ・意見提出：3件
- (7) 平成15年1月      第3回検討委員会
- ・温室効果ガスの削減目標等について
  - ・各主体の行動と推進体制について
  - ・パブリックコメントの内容について
- (8) 平成15年2月      県の関係課（49課）に対して意見照会
- (9) 平成15年3月      第4回検討委員会
- ・温室効果ガスの削減目標について
  - ・沖縄県地球温暖化対策地域推進計画（案）について
- (10)平成15年8月      知事決裁において、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」の策定

なお、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画の全文は県環境政策課のホームページで確認できます。

アドレス：<http://www.pref.okinawa.jp/kankyo.html>

## 第7節 沖縄県地球温暖化防止活動推進センター

平成15年11月17日に地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第1項の規定に基づき、(財)沖縄県公衆衛生協会が「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」として指定されました。

今後は、本センターを中心に、県民や事業者に対する温暖化防止に関する啓発・広報活動等を推進します。

### 都道府県地球温暖化防止活動推進センターとは

都道府県地球温暖化防止活動推進センター(略して都道府県センター)は、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第1項の規定に基づき定められたセンターで、各都道府県に1つに限って、知事により指定されます。

主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」などとなっています。

平成15年12月10日現在、全国の19の道府県で都道府県センターが指定され、活動しています。

啓発・広報活動	地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について多くの人に伝える。
活動支援	地球温暖化防止活動推進員および民間の団体の地球温暖化対策活動支援する。
照会・相談活動	日常生活に関する対策について照会や相談に応じ、必要に応じて助言する。
調査・研究活動	日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査研究を行う。
情報提供活動	多くの人の活動を促進するため、調査研究の結果や収集した情報を提供する。

なお、沖縄県地球温暖化防止活動推進センターの活動状況等については、本センターのホームページで確認できます。

アドレス：<http://www.cptown.net/pub/koeikyo/ondanka/index.htm>

都道府県地球温暖化防止活動推進センター指定状況

(平成15年12月10日 現在)

指定済都道府県	指 定 法 人 名	指定年月日
北海道	(財)北海道環境財団	1999年 4月
宮城県	(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク	2000年 5月22日
栃木県	(財)栃木県環境技術協会	2003年 7月15日
千葉県	(財)千葉県環境財団	2001年 2月 1日
富山県	(財)とやま環境財団	2001年12月 1日
石川県	(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議	2002年 7月 1日
長野県	(社)長野県環境保全協会	2001年 5月24日
岐阜県	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	2000年 9月 1日
愛知県	(社)環境創造研究センター	2003年 9月19日
滋賀県	(財)淡海環境財団	2000年10月 1日
京都府	NPO法人京都地球温暖化防止府民会議	2003年10月10日
大阪府	(財)大阪府みどり公社	2003年 7月 7日
兵庫県	(財)ひょうご環境創造協会	2000年 4月 1日
島根県	(財)島根ふれあい環境財団21	2001年11月 7日
岡山県	(財)岡山県環境保全事業団	2002年 5月30日
広島県	(財)広島県環境保健協会	2000年 4月 1日
山口県	(財)山口県予防保健協会	2001年12月20日
大分県	NPO法人緑の工房ななぐらす	2003年 9月 3日
沖縄県	(財)沖縄県公衆衛生協会	2003年11月17日
合計 19 道府県		



## 第8節 ISO14001認証取得について

### 1 ISO14001認証取得を目指す背景

近年の環境問題の深刻化により、県民生活への影響も危惧されている本県において、県が率先して組織が環境に与える影響を管理する環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001を認証取得することは、県の事務事業に伴う環境負荷の低減や、県内各事業所への普及啓発に大きく貢献することが期待されることから、県では、平成16年度中のISO14001認証取得を目指すこととし、平成15年10月22日、知事がISO14001認証取得宣言を行いました。

### 2 経緯

平成15年10月22日	知事による認証取得宣言（キックオフ宣言）
平成15年10月～12月	職員研修(全12回)
平成16年1月～3月	環境側面の抽出及び評価方法等の検討
平成17年3月頃	ISO14001認証取得予定

### 3 自治体がISO14001の認証取得する意義

自治体がISO14001を認証取得することについては、以下のような意義があると考えられます。

- (1) 職員の環境保全に対する意識の向上
- (2) エネルギーの使用量削減等による環境負荷の低減
- (3) 第三者機関の審査による行政の透明性の確保
- (4) 他自治体、企業、県民への啓発

### 4 県の環境マネジメントシステムの概要

- (1) 対象範囲：本庁行政棟
- (2) 対象人数：約2,700人
- (3) 特色

以下のア～ウのような分類に基づいて、目的、目標及び目的達成手段を設定し、それぞれの責任を明らかにし、継続的な改善を図ることにより、県の環境関連の事務事業を効率的に進行管理します。

ア 沖縄県環境保全率先実行計画で掲げる重点行動項目（電気、水道、コピー用紙、廃棄物、環境配慮型製品購入等）

イ 沖縄県環境基本計画で推進する各種施策事業

ウ 公共工事

## 第9節 環境教育の推進

本県の豊かな自然環境を保全し、次世代に継承するためには、一人一人が環境問題に理解と関心を示し、環境に配慮したライフスタイルを実践することが必要です。環境教育の推進により環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させることで、環境への配慮や保全活動につながり、環境に配慮したライフスタイルが習慣化できます。特に次世代を担う子どもたちへの環境教育・環境学習の必要性は高く、その実施の効果も大きいと考えられることから、環境教育・環境学習の実施は重要です。

### 1 沖縄県環境教育プログラム

#### (1) プログラム作成の背景

環境教育・環境学習は、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」というプロセスを重視した教育・学習です。身近な環境や地域といった足元の取り組みを体験することで自ら『きづき』、さらには地球規模の問題へと発展していきます。

また、環境教育の実践の場としては、社会・地域・家庭・学校といった様々な場面において実践されることが望ましいが、特に地域に密着し、こども達へ一斉に環境教育をできる場である『学校』での効果は大きいと考えられることから、学校で使える環境教育の教材は必要です。そこで、これまでの本県の環境教育の取り組みの一つとしては、小・中学生向けの環境副読本「うちのーのかんきょう」を作成しましたが、環境学習のポイントである「体験型」のプログラムが未整備であったため、体験を重視した「環境教育プログラム」を作成しました。

#### (2) プログラム作成の期間

作成期間は平成15年度～平成17年度の3カ年計画で、こども達の成長や理解度に 応じたプログラムの作成を行います。

平成15年度 小学校編

平成16年度 中学校編

平成17年度 高等学校編

#### (3) プログラム(小学校編)の内容

プログラムの内容は4項目に37アクティビティを収録しました。

- ・くらしを探検 11 アクティビティ
- ・ごみを探検 5 アクティビティ
- ・水を探検 9 アクティビティ
- ・生き物を探検 12 アクティビティ

\*アクティビティ：自然体験などの活動の一単位のこと。

『沖縄県環境教育プログラム(小学校編)』は沖縄県環境政策課のホームページから入手可能です。

URL : <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=68&id=7084&page=1>

## 第10節 公害防止関連融資制度

産業公害の防止は重要な社会問題となっており、中小企業においても公害防止のために努力しているところですが、実際に公害防止対策を実施するにあたっては、資金調達力や適切な対応策についての知識が乏しいため、国、県では中小企業の公害防止を金融面から助成推進するために次のとおり各種の長期低利の資金融資を行っています。

### 1 小規模企業者等設備貸与制度

この制度は、中小企業者の中でも特に零細な、小規模企業者（従業員数20人以下、卸売業、小売業、サービス業にあっては5人以下）の経営基盤強化を促進するものであり、財団法人沖縄県産業振興公社が小規模企業者に代わって機械類の購入を行い、これを小規模企業者に現物貸与する制度であり、特に公害防止施設の設置については、優先的に貸与する制度です。

この制度の貸与条件等及び貸与実績は表2 - 5、表2 - 6のとおりです。

### 2 中小企業高度化資金（共同公害防止等事業資金・公害防止設備リース事業資金）

この資金は、工場地域内において中小企業が事業協同組合等を通じて共同で公害防止施設を設置する場合は必要な資金助成を行い産業公害の防止を促進しようとするものです。

この資金の貸与条件等は表2 - 5のとおりですが、本県においては平成9年3月に沖縄県産業廃棄物処理協同組合の建設する共同焼却施設を対象に、94,900千円（融資期間15年、うち据置期間2年、利率2.7 %）の融資実績があります。

表 2 - 4 中小企業関係公害防止融資制度一覧

(平成16年4月1日現在)

制度名	貸付対象施設等	共同 個別の別	融資(貸与)比率	融資(貸与)限度額	融資(貸与)利率	融資期間	融資機関
1.小規模企業者等設備貸与制度	創業または経営基盤強化に必要な新鋭設備	個別	100%	50万円以上 6,000万円以内	割賦損料 年2.75%	原則7年以内。 ただし、小規模企業者等設備導入資金助成法で定めた設備については12年以内。 (うち据置1年以内)	財団法人沖縄県産業振興公社 (電話859-6236)
2.中小企業高度化資金	(1)共同施設事業(共同公害防止等施設) 事業協同組合等の組合員の事業活動に伴って副次的に生ずる汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の公害を事業協同組合等が共同で防	共同	80%以内	制限なし	無利子	20年以内 (うち据置3年以内)	県商工労働部 経営金融課 (電話866-2343)
	(2)設備リース事業 事業協同組合等がその個別の組合員にリースするため に取得する公害防止施設	共同購入 個別設置	80%以内	1台あたり 140万円以上	年1.05%	設備の耐用年数を勘案して 県が定める期限 (据置1年以内)	

表 2 - 5 公害防止設備関係貸付状況(小規模企業者等設備貸与制度)

(単位：千円)

年 度	業 種	設 備 名	件 数	金 額
48	木製品家具製造業	焼却炉	1	1,490
	小計		1	1,490
49	木製品製造業	焼却炉	12	26,800
	製材業	"	4	9,000
	生コン製造業	污水处理装置	1	8,000
	小計		17	43,800
50	木製品製造業	焼却炉	7	8,860
	"	集塵機	2	1,800
	製材業	焼却炉	4	11,860
	"	集塵機	-1	400
	石工品製造業	污水处理装置	1	3,500
	小計		14	26,420
51	木製品製造業	焼却炉	6	11,210
	製材業	"	4	12,690
	建設業	"	2	4,865
	古紙処理加工業	"	1	950
	小計		13	29,715
52	液化石油ガス業	液化石油ガス保安設備	1	12,000
	製材業	焼却炉	3	13,430
	自動車製造業	廃油焼却炉	3	2,400
	小計		7	27,830
53	木製品製造業	焼却炉	2	5,700
	建設業	"	1	800
	自動車整備業	廃油焼却炉	1	800
	総菜製造業	遮音壁	1	530
	小計		5	7,830
54	クリーニング業	溶剤回収装置	1	2,930
55	製麺業	污水处理装置	1	2,080
56	酒造業	污水处理装置	1	13,000
	生コン製造業	"	1	15,000
	製材業	焼却炉	1	2,500
	小計		3	30,500
58	建設業	排水処理施設	1	20,000
	クリーニング業	"	1	11,650
	小計		2	21,650
61	産業廃棄物処理業	産業廃棄物貯留運搬施設	1	5,300
	"	硬水軟化装置	1	500
	"	測定装置	2	2,520
	小計		4	8,320
62	污水处理業	産業廃棄物処理装置	1	12,000
	産業廃棄物処理業	産業廃棄物貯留運搬施設	1	6,800
	小計		2	18,800
63～元	-	-	-	-
2	産業廃棄物処理業	産業廃棄物貯留運搬施設	1	8,530
3	-	-	-	-
4	産業廃棄物処理業	廃油貯留タンク	1	18,750
5～6	-	-	-	-
7	食料品製造業	沈でん又は浮上装置	1	28,840
	液化石油ガス業	LPガス集中監視システム	1	25,020
	小計		2	53,860
8	産業廃棄物処理業	産業廃棄物処理装置	1	9,160
9	食料品製造業		1	35,000
	産業廃棄物処理業		1	43,050
	小計		2	78,500
10	-	-	-	-
11	ガス業	LPガス集中監視システム	1	10,920
	産業廃棄物処理業	産業廃棄物処理装置	1	59,010
	小計		2	69,930
12	その他の食料品製造業	排水浄化処理システム	1	40,000
13	-	-	-	-
14	-	-	-	-
15	-	-	-	-
	合 計		80	500,095

## 第11節 公害防止協定及び環境保全協定

### 1 公害防止協定及び環境保全協定の意義

公害防止協定や環境保全協定は、法律や条例による一律の規制を補完し、事業の特性と地域の実情に即したきめの細かい規則等を盛り込むことが可能な点で、地方公共団体及び地域住民にとって、公害防止や環境保全対策の有効な一手段となっています。

沖縄県公害防止条例(昭和51年3月15日沖縄県条例第2号)においても、第7条で「事業者は、公害防止に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定されています。

### 2 本県における公害防止協定及び環境保全協定の締結状況

平成15年3月末現在、有効な協定数は170件となっています。

協定をその内容別及び業種別にみると、それぞれ表2-5、表2-6のとおりです。また、県が締結している協定の状況は、表2-9のとおりです。

表2-6 内容別協定数

協 定 内 容		協定数
協 定 総 数		170
内 容	公害対策一般	140
	原料・燃料規制	2
	ばい煙規制	31
	排水規制	48
	騒音規制	39
	振動規制	25
	悪臭規制	24
	産業廃棄物規制	32
	その他の公害規制	15
	緑化等環境整備	34
	違反時の制裁措置	74
	操業停止等損害賠償	75
	無過失損害賠償	44
	立入調査	78

表2-7 業種別の協定締結事業所数

業 種	事業所数
事 業 所 総 数	157
農 業 等	36
鉱 業	20
建 設	11
衣 料 品	1
衣服・繊維	1
木材・木製品	2
紙・パルプ	1
化 学	9
石油・石炭製品	10
ゴム・皮革	1
窯業・土石	14
鉄 鋼	6
非鉄金属	0
金 属	9
機 械	1
電気等供給	6
産業廃棄物処理・処分場	14
そ の 他	18

表 2 - 8 県が締結した環境保全協定の状況

(平成16年3月31日現在)

締結年月日	協定当事者		相手方の業種	協定の内容											備考		
	地方公共団体等	相手方		大汚染	気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	廃棄物	化学物質	立入検査	事故等発生時の措置	自主監視	環境整備		損害賠償等	
S.50.12.24	県	南西石油株式会社	石油精製							-							H.14.4.1 改定
S.52.3.10	県	沖縄石油基地株式会社	石油基地							-							
S.52.6.4	県	沖縄ターミナル株式会社	石油基地							-							
S.59.3.12	県	電源開発株式会社	発電所							-							石川石炭 火力 発電所
H.4.11.30	県	沖縄電力株式会社	発電所							-							志川 火力 発電所
H.12.10.30	県	沖縄電力株式会社	発電所														金武 火力 発電所

## 第12節 公害防止管理者の設置

産業公害の未然防止に万全を期するためには、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等による排出規制とともに、工場等における公害防止体制を確立することが重要です。

このため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、特定工場における公害防止管理者等の選任が義務づけられました。また、平成11年の改正により、ダイオキシン類を発生するおそれのある排水する工場についても特定工場に追加されました。

なお、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者については、公害防止に係る業務が専門的な知識や技術を要するため、国家試験及び資格認定講習による資格制度が設けられ、その選任は有資格者の中から選任することになっています。

表 2 - 9 公害防止管理者等選任届出状況

(平成16年3月末現在)

業種	届出工場の数	公害防止管理者等の数		公害防止管理者													
		公害防止統括者	公害防止主任管理者	大気関係				水質関係				騒音関係	粉じん関係	振動関係	ダイオキシン類関係		
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種						
食品・たばこ	1					1											
木材・木製品(家具を除く)																	
パルプ・紙・紙加工品																	
化学工業																	
石油製品・石炭製品	1	1															
窯業・土石製品	1	1				1 (1)											
鉄鋼業	1	1															
電気供給業	10	7 (9)	1	2		5 (4)		1 (1)						1 (1)			
計	14	4 (2)	1	2		7 (5)		1 (1)						1 (1)			

注:( )内の数字は、代理者の数である。



## 第13節 環境保全の普及啓発

### 1 環境月間

わが国では、昭和48年から「世界環境デー（6月5日）」を初日として「環境週間」を設け、国民が環境問題に対する認識を深め、将来に向けてよりよい環境を創出する努力と決意を新たに  
する契機とするため、各種行事を実施しています。

本県においても、その趣旨を踏まえ、6月を「環境月間」と定め各種の行事を実施しました。  
環境月間主要行事実施結果は表2 - 9のとおりです。

表2 - 10 平成14年度環境月間主要行事実施結果

#### （行事関係・県）

	行 事	内 容	実施日	備 考
1	街頭キャンペーン	該当でリサイクルペンとリーフレットを配布	6/5	約40人
2	講 演	環境問題に関する講演等を行い、県民の環境保全に関する意識の高揚を図る	6/19	約170人
3	環 境 パ ネ ル 展	環境保全関係のパネル、環境配慮型物品及び低公害車の展示	6/17～21	
4	施 設 公 開	下水処理場、し尿処理場等の施設見学	6/1～30	5,763人
5	工事・事業場等の公害防止自主点検運動	各工場等へ測定機器の自主点検及び結果報告を文書で依頼	6/1～31	36事業所
6	航空機騒音目視調査	嘉手納飛行場周辺における航空機騒音の測定及び飛行状況調査	6/25	嘉手納町
7	水 生 生 物 調 査	河川に生息する水生生物を調査し、水質状態を知ることにより、河川水質浄化への関心を高める。	6/4,6/10	

#### （行事関係・市町村）

	行 事	内 容	実施団体数		備 考
			市町村	民間	
1	講 演	講演会、シンポジウム、研修会、研究会、会議、講習会等	-	3	
2	展 示	環境展、フェア、展示会等	2	-	
3	環境教育・自然観察	こどもエコクラブ活動、自然観察会、歩け歩け大会等	3	-	
4	環 境 美 化 運 動	空き缶拾い、清掃活動、植樹等	9	39	約14,000人
5	調 査	調査、分析、測定、点検等	1	3	
6	施 設 公 開	研究施設の公開、環境モニタリング施設・下水処理場の見学等	1	1	
7	そ の 他	苦情相談、放鳥、その他の活動等	1	1	

## 2 沖縄県環境保全基金事業

近年、都市化の進展や、生活様式の多様化に伴い、増大するごみの処理問題や都市河川の汚濁等の都市・生活型公害、また化石燃料（石油、石炭等）の使用に伴う地球の温暖化、特定フロンの使用等によるオゾン層の破壊等の地球規模の環境問題が重要な課題となっています。

こうした環境問題は、いずれも地球の限りある資源やエネルギーを消費することによって、より豊かで快適な生活や社会を求めてきた結果として引き起こされてきたという側面を持っており、これらの問題を解決していくためには、行政の施策展開とともに、生産や流通活動の中で大きな役割を占める事業者の取り組みと併せて、私たち一人ひとりが、自らの生活様式を見直し、環境を損なわないものへと改めていくことが重要です。

このため、平成元年度に創設した環境保全基金の運用益を活用し、環境保全に関する知識の普及等環境保全活動を実施しました。

表 2 - 11 基金事業実施状況

項 目	数 量
地域環境センター運営	1 か所（県庁 4 階）
相談員の設置（環境アドバイザー）	1 人
環境教育モデル校の指定	5 校（表 2 - 11）

表 2 - 12 環境教育モデル校 (H14～16年度指定)

学 校 名	活 動 内 容
具志川市立 具志川小学校	野鳥等野生生物の森づくりに関すること
竹富町立 西表小中学校	海洋生物調査に関すること、環境保全に関すること、自然観察に関すること
沖縄県立 辺土名高等学校	「環境学習」の実践に関すること
沖縄県立 大平養護学校	野鳥等野生生物の森づくりに関すること
沖縄県立 八重山養護学校	野鳥等野生生物の森づくりに関すること

### 3 こどもエコクラブ

#### (1) 目的

子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援することを目的とします。

#### (2) 活動内容

##### ア 各クラブの自主的な活動（「エコロジカルあくしょん」）

それぞれのクラブのメンバーの興味・関心に基づき、自ら活動内容を決めて自主的に行うものです。

自然観察、昆虫分布調査、リサイクル活動、水生生物調査、ごみ探検、身近な野草地図作り、環境家計簿つけなどが考えられます。

##### イ 全国のクラブの共通的活动（「エコロジカルとれーにんぐ」）

自主活動をより楽しく、豊かなものにするために、事務局でデザインした全国のクラブの共通的学习活動です。JECニュースを通じてプログラムを提供します。

##### ウ クラブ間の交流活動（「エコロジカルこみゆにけーしょん」）

子どもたちが、他のクラブの活動を知ることで、自分たちの活動を活性化させ、さらに発展・継続させることをねらいとしています。

交流を希望するクラブが全国事務局に手紙を出し、その内容をニュース等に掲載します。ニュースを見たクラブが掲載クラブと交流を希望する場合、直接手紙を書いたり訪問し合うことなどにより、クラブ間の交流を深めることができます。

##### エ こどもエコクラブ全国フェスティバル

平成16年3月、「こどもエコクラブ全国フェスティバル」が宮城県仙台市で開催され、沖縄県代表として竹富町の「西表ヤマネコクラブ」が参加し、全国のこどもエコクラブの会員と交流を深めました。

#### (3) 参加の方法

ア 2人以上の小中学生の会員と大人1人以上のサポーターを1組として登録

イ 登録は、こどもエコクラブ市町村事務局に指定の申込用紙で直接申込みをして下さい

#### (4) 登録状況

区 分 年 度	沖 縄 県		全 国	
	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数
平成13年度	12	265	4,159	75,244
平成14年度	16	310	3,993	77,417
平成15年度	45	864	4,323	82,299



## (5) こどもエコクラブ市町村事務局

市町村名	担当課名	電話番号	FAX番号
那覇市	環境保全課	098-951-3229	098-951-3230
石川市	生活環境課	098-965-5633	098-965-3565
具志川市	環境課	098-974-3111	098-973-9819
宜野湾市	環境対策課	098-893-4411	098-892-7022
平良市	生活環境課	0980-72-1277	0980-73-1490
石垣市	環境課	0980-82-1285	0980-83-9255
浦添市	環境保全課	098-876-1234	098-876-8585
名護市	環境衛生課	0980-52-0003	0980-52-1563
糸満市	生活環境課	098-840-8124	098-992-8154
沖縄市	環境課	098-939-1212	098-934-0609
豊見城市	生活環境課	098-850-5520	098-850-5820
国頭村	環境衛生課	0980-41-2101	0980-41-3084
大宜味村	環境衛生課	0980-44-3280	0980-44-3999
東村	民生課	0980-43-2202	0980-43-2457
今帰仁村	保健予防課	0980-56-2101	0980-56-5559
本部町	福祉予防課	0980-47-5602	0980-47-2185
恩納村	企画課	098-966-1201	098-966-2779
宜野座村	保健衛生課	098-968-3253	098-968-5037
金武町	生活環境課	098-968-2460	098-968-3283
伊江村	環境福祉課	0980-49-3160	0980-49-3941
与那城町	保健衛生課	098-978-2051	098-978-2742
勝連町	保健衛生課	098-978-7237	098-978-2745
読谷村	健康共生課	098-982-9214	098-982-9210
嘉手納町	いきいき健康課	098-956-1111	098-957-1440
北谷町	環境衛生課	098-936-1234	098-982-7715
北中城村	平和文化課	098-935-2233	098-935-5056
中城村	住民生活課	098-895-2131	098-895-3048
西原町	健康衛生課	098-945-5013	098-944-6551
東風平町	環境保健課	098-998-8203	098-998-1144
具志頭村	健康保険課	098-998-2210	098-998-2396
玉城村	環境保健課	098-948-7290	098-948-7149
知念村	健康保険課	098-948-2140	098-948-7143
佐敷町	健康課	098-947-2782	098-947-6312
与那原町	住民課	098-945-2072	098-945-6074
大里村	環境保全課	098-946-8984	098-946-8896
南風原町	環境保健課	098-889-1797	098-889-7657
渡嘉敷村	民生課	098-987-2322	098-987-2560
座間味村	民生課	098-987-2311	098-987-2004
粟国村	民生課	098-988-2017	098-988-2206
渡名喜村	民生課	098-989-2002	098-989-2197
南大東村	福祉民生課	09802-2-2036	09802-2-2669
北大東村	住民課	09802-3-4055	09802-3-4406
伊平屋村	住民課	0980-46-2142	0980-46-2956
伊是名村	環境衛生課	0980-45-2001	0980-45-2467
久米島町	保健衛生課	098-985-7125	098-985-7120
城辺町	保健課	0980-77-7595	0980-77-2524
下地町	保健福祉課	0980-76-6681	0980-76-2008
上野村	福祉課	0980-76-2220	0980-76-2220
伊良部町	環境保健課	0980-78-4452	0980-78-3223
多良間村	民生課	0980-79-2623	0980-79-2120
竹富町	住民福祉課	0980-82-6191	0980-82-6166

#### 4 環境フェア開催事業（ちゅら島うちなー環境フェアの開催）

##### （1）事業目的

復帰30周年の大きな節目にあたり、本県の環境問題を検証しつつ、本県の優れた自然環境を県民の貴重な財産として次世代へ継承するとともに、人と自然との共生に配慮した環境への負荷の少ない環境共生型社会の形成をめざすため、県民、事業者、行政が一体となって環境について考える契機となる「ちゅら島うちなー環境フェア」を開催した。

##### （2）開催日時：平成14年8月24日（土）～ 25日（日）

##### （3）開催場所：沖縄コンベンションセンター（展示棟、劇場棟、会議棟）及び会場周辺

##### （4）実施内容：

沖縄コンベンションセンターをディズニーランド等のような一つの「テーマパーク(遊園地)」のようなイメージをさせることで、楽しみながら環境問題への意識を高め、行動の喚起を図った。

##### ア エコタウン（展示棟）

###### （ア）企業、団体、行政展示

- a 環境保全・地球温暖化防止関係展示
- b 公害・赤土対策関係展示
- c 廃棄物・リサイクル対策関係展示
- d 環境団体展示
- e 行政関係展示

###### （イ）リサイクルオブジェ

###### （ウ）貴方のリサイクル紹介

###### （エ）リサイクル体験教室（牛乳パックイス、ツナ缶こま、マイバッグ製作）

##### イ エコフェールド（会場周辺）

###### （ア）自然体験アトラクション

- a お店エコ探検
- b 樹木の空気浄化調査隊
- c こども葉っぱ判定士
- d 海岸生物環境観察会

###### （イ）ソーラーカート試乗、エコカー展示

###### （ウ）沖縄花地図

###### （エ）自然の恵み朝市場

###### （オ）リサイクル夢市場

###### （カ）エコはかせ、スタンプラリー

###### （キ）朝一番、エコグッズ無料配布

###### （ク）ちゅら島食堂

##### ウ エコワールド（劇場棟）

(ア) アンパンマンショー

(イ) ミュージックコンサート

アイロウ&タカ、SKAしっぺ、アンチ信長、国武他

エ エコスクール(会議棟)

(ア) 表彰式

a 環境保全功労者知事表彰

b 環境保全功労者知事感謝状

c 図画、作文優秀者表彰

(イ) 特別講演 柳生 博

「森と暮らす、森に学ぶ」

(ウ) パネルディスカッション

「沖縄県における循環型社会の実現に向けて」～パートナーシップを考える～

コーディネーター兼パネラー

桜井 国俊(沖縄大学教授)

パネラー

古我知 浩(沖縄リサイクル運動市民の会代表)

伊波 美智子(琉球大学教授)

比嘉 秀義(沖縄県金属資源工業会事務局長)

久高 将寛(沖縄県文化環境部次長)

(エ) 沖縄アジェンダ21県民会議設立総会

(オ) 赤土等流出防止技術交流集会

(カ) 図画、作文優秀作品展

(キ) 環境ビデオ上映会

(ク) 今泉真也写真展

(5) 入場者延数: 37,000人

なお、同フェアの実施報告書は環境政策課のホームページで確認できます。

アドレス: <http://www.pref.okinawa.jp/kankyo.html>